

改正

令和4年8月31日告示第455号

令和6年3月29日告示第158号

盛岡市電気柵設置費等補助金交付要綱

(目的)

第1 野生動物による農作物被害の防止をし、農作物の収量の安定及び収益の向上を図るため、農業者等が農地等の周囲に電気柵の設置等（新たに電気柵を設置すること又は設置した電気柵を修理し、若しくは改良することをいう。以下同じ。）をする場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農畜産物の生産を行う者及び養蜂業を営む者をいう。
- (2) 農地等 田畑、牧場その他これに類する場所（出荷又は販売を目的として農産物を生産するものに限る。）をいう。

(補助対象者)

第3 補助金の交付を受けることができる者は、市税を滞納していない者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有する農業者等
- (2) 市の区域内に農地等を有する農業者等

(補助金の交付の対象及び補助額)

第4 第1に規定する経費は、電気柵の設置に要する資材の購入費（購入のために要した送料を除く。）とし、これに対する補助額は、当該経費の3分の1に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第5 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和7年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準については、次のとおりとする。

- (1) 農地等における電気柵設置後の農作物被害の有無
- (2) 農地等における電気柵設置前後を比した農作物の被害金額及び収穫量

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第7 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期限は、別表のとおりとする。

制定文 抄

令和2年4月1日から適用する。

改正文 (令和6年告示第158号抄)

令和6年4月1日から施行する。

別表 (第7関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 見積書の写し 5 農地等の所在を示す地図 6 電気柵設置前の写真 (修理又は改良の場合にあっては、既存の電気柵の設置状況が確認できる写真) 7 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部 1部	事業を開始しようとする日
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の15日前
規則第9条第2項	補助事業中止 (廃止) 承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の15日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 実績報告書 3 収支決算書 4 電気柵設置後の写真 (修理又は改良の場合にあっては、購入した資材及び修理又は改良後の部分が確認できる写真)	1部 1部 1部 1部	事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日

	5 領収書の写し 6 その他市長が必要と認める書類	1部	
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定 通知書の受領 後15日以内
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	前金払を受け ようとする日 の15日前
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	財産を処分し ようとする日 の15日前